

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第1回）議事録

日時：令和6年2月1日（木）17:46～18:10

場所：官邸4階大会議室

1. 開会

（内閣官房長官）

○能登半島地震により犠牲となられた方々に対し、黙祷をささげたい。

〔総員起立、黙祷〕

2. 令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部の設置について

（防災担当大臣）

○令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部の設置について申し上げる。

○被災地の一日も早い復旧・復興、また、被災者の生活と生業（なりわい）支援のため、「支援パッケージ」を1月25日に決定し、総額1,553億円の予備費の使用について26日に閣議決定した。

○今般、能登半島地震からの復旧・復興を、関係省庁の緊密な連携のもと、政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」を設置し、被災地のニーズを受け止めながら、機動的・弾力的に予備費等を活用し、復旧・復興を強力に推進してまいる。

3. 復旧・復興に向けた取組について

（防災担当大臣）

○住まいを失った被災者の方々に、1日も早く、応急的な住まいに移っていただくことが必要。このため、公営住宅・民間賃貸住宅の空室活用や、応急仮設住宅の建設を速やかに進めてまいる。

また、罹災証明書について、航空写真の活用など、被害認定の簡素化に取り組んでいるところ。応援職員の派遣なども含め、引き続き、被災自治体をサポートしてまいる。

○また、市街地や集落地域など、被害態様が異なる被災地域で、地域・地区ごとの実情に応じ、復興まちづくり計画の円滑な策定やそれに基づく施策・事業の実施を政府として支援するため、参考となる復興まちづくり等の考え方や手順、具体化するための施策・事業等を整理し、2月中を目途に出来る限り速やかに石川県をはじめ被災自治体に提供してまいる。

（復興大臣）

○能登半島地震に対しては、これまで、復興庁から、常駐・非常駐の職員 13 名を、現地への派遣を含め震災対応に従事させるほか、復興庁での勤務経験のある各府省庁の職員 28 名が現地入りしている。

また、東北の被災 3 県からも、のべ 700 名近くが現地に赴いている。

○これらの職員は、東日本大震災から得られた知見を活かして今回の災害対応で活躍されていると認識しており、復興庁としては、引き続き、東日本大震災の被災地に長く寄り添ってきた中で蓄積してきた知見を提供してまいりたい。

(国土交通大臣)

○インフラの復旧については、能越自動車道の石川県管理区間や国道 249 号沿岸部と関連土砂災害対策、河原田川の河川・砂防事業等について、国が県に代わって本格的な災害復旧を代行するなどの支援を行っている。

○本日新たに、自治体からの要請を踏まえ、

- ・ 輪島港など、石川県及び富山県内の 8 港湾
- ・ 能登空港
- ・ 和倉港海岸など、石川県内の 3 海岸
- ・ 国道 249 号沿岸部における地すべり対策

について、大規模災害復興法を適用し、国が県に代わって本格的な災害復旧を代行することを決定した。

○能登半島の復旧・復興の基幹となる能越自動車道については、通行止め区間における段階的な緊急復旧を進め、3 月中旬までに、一部区間での対面通行を含む、全区間での北向き 1 車線の通行を確保する。

○のと鉄道については、現在全区間で運転を見合わせているが、七尾～能登中島駅間は本月 15 日に運転を再開する予定。残る区間においては 4 月中の運転再開を目指し、復旧工事を進めている。

○下水道については、農林水産省、環境省等とも連携しながら、支援体制を強化し、バイパス管の設置などによる流下機能の確保を急いでいる。上水道についても厚生労働省との連携により復旧を進め、引き続き、上下水道一体となった支援を行ってまいる。

○観光の復興に向けては、風評被害対策を進めるとともに、北陸 4 県を対象に、旅行代金を割り引く「北陸応援割」を可及的速やかに開始し、ゴールデンウィークまでを念頭に、旅行需要喚起を図る。

○また、能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策等を検討してまいる。

(農林水産大臣)

○漁港の復旧・復興について説明する。

石川県内の 69 漁港のうち、現在 60 漁港で被害を確認しており、輪島市、珠洲市を中心に

地盤隆起等による甚大な被害も生じている。

- その中でも石川県内の漁業については、陸揚げ機能が確認されている七尾市、能登町等の一部の漁港において、定置網漁業など操業を再開しているところ。
- 今後、被害の状況に応じて、漁港関連施設の早期復旧を進めていくこととしているが、大規模災害復興法に基づく水産庁による代行工事を、珠洲市の鶴飼漁港海岸及び避難港である狼煙漁港において実施する予定。
- その他、農林水産省では、農地、林地等の早期復旧に向け、奥能登地域の山腹崩壊等において国の直轄事業を実施予定であるほか、輪島市稲舟地区において農地地すべりの代行工事の実施を予定している。
- 農林水産省としては、漁港、農地、林地等の早期復旧や事業再開に向けた支援など、被災農林漁業者の一日でも早い生業再建に向け、全力で取り組んでまいらる。

(財務大臣)

- 災害時の税制上の支援については、これまで現行制度の下、申告期限の延長等、各種の措置を講じてきたところだが、今般の能登半島地震の被害の甚大さや1月という発災時期等を総合的に勘案し、被災された皆様の負担の軽減を図るため、臨時・異例の対応として、今般の災害による住宅や家財等の資産の損失を、本来の令和6年分ではなく令和5年分の所得税に適用することを認める特例等を設ける。
- この方針を明日の閣議にお諮りするとともに、法案提出に向けた所要の準備を進めてまいらる。
- また、今回の特例を円滑に活用していただけるよう、法案の国会提出前であっても、内容や手続等について、周知広報を行ってまいらる。

(厚生労働大臣)

- 厚生労働省における、被災地の復旧・復興に向けた取組と今後の対応について、説明する。
- まず、現在、当面の生活費への支援のための特例貸付を実施している生活福祉資金について、追加で、災害援護費及び住宅補修費の貸付の特例措置を被災地で実施することとし、さらに、能登地域の高齢化の状況や地理的制約などにかんがみ、今般、高齢者等がいる世帯の住まいを確保し、地域で安心して生活できるよう、地域福祉の向上に資する新たな交付金制度を創設する。
- 交付金の支援メニューとしては、能登地域6市町を中心に、高齢者等がいる世帯の家財等・住宅再建について、合計最大300万円を目安とする給付を行うことなどを想定している。
- 引き続き、被災者の住宅再建等を通じて、地域で安心した生活を送ることができるよう取り組んでまいらる。
- 次に、「水道の復旧状況」については、2月1日時点で、石川県内では約40,890戸が断水中であり、県内の断水戸数は約6割解消している。主な浄水場の復旧は概ね完了し、浄

水場から市街部に送水する基幹管路やその先の末端管路の復旧作業に移行しており、県内の断水解消は、一部地域を除き、概ね3月末となる見込み。

- 最後に、「被災者の医療・健康支援、高齢者等の支援」については、被災者の命と健康を守るため、被災地へのDMAT等の医療支援チームの派遣や、避難所・在宅被災者への健康管理を行う保健師等の派遣等の支援を行ってきた。
- また、高齢者等を支援するため、避難所や被災施設への介護職員等の派遣や1.5次避難所、2次避難所における医療・福祉の体制強化等を行ってきた。
- 今後は、震災関連死を防止するため、在宅等で避難生活を送る被災者の見守り等の強化や被災高齢者等の広域的な受入体制の整備、福祉・医療機能の連携強化など、支援が必要な方を支える体制を強化してまいります。

(総務大臣)

- 総務省の取組を報告する。
- 現在、1,200名を超える職員が全国の自治体から現地入りし、避難所の運営、罹災証明書の交付等の業務を応援している。また、技術職員を含む中長期の職員派遣も進めている。
- 財政面でも被災自治体の支援を進めているが、被災地の支援をしている方を支える取組も支援することにした。
- 通信・放送の確保等も重要。通信について、携帯電話事業者各社は、先月18日、立入困難地点を除き、応急復旧が概ね終了した、と発表した。
- サービスの提供を維持しつつ、官民の連携のもと、耐災害性を高めながら、本格復旧を推進してまいります。
- 放送は、地上波の停波は解消しているが、被災地はケーブルテレビへの依存度が高く、また、公共的な事業者が事業を担っているため、今後は、ケーブルテレビの復旧に対する充実した支援を行ってまいります。
- 併せて、円滑な復旧・復興が妨げられないよう、被災地におけるネット上の偽・誤情報対策を進めてまいります。
- また、被災団体の支援のため、ふるさと納税を活用した寄附が多く寄せられている。
- ふるさと納税を活用した被災地の観光復興についても、国土交通省と連携しながら、ポータルサイト運営事業者への働きかけなど、必要な支援を行ってまいります。
- さらに、個人住民税についても、雑損控除等に関して所得税と同様の特別な措置を講ずる予定。
- 以上、総務省としても力を尽くしてまいります。

(経済産業大臣)

- 電力については、被災した皆様にも一刻も早く電気をお届けできるよう、発災当初から、連日千人規模で復旧作業に全力を挙げていただいた。

特に、被害の大きかった地域については、医療・福祉施設や避難所を優先し、復旧工事や電源車による代替供給を実施した。

- その結果、石川県内の停電戸数は、発災時の約4万戸から約2,300戸（2月1日9時時点）にまで減少し、石川県全体では99%以上の送電率、甚大な被害が生じた輪島市・珠洲市においても約9割の送電率となり、全体として概ね復旧した状況である。

また、医療・福祉施設への送電が完了し、避難所についても、電源車や非常用発電機も活用しながら、全ての電気の供給ニーズにきめ細かく対応している。

今後は、復旧の長期化が見込まれる、輪島市や珠洲市それぞれの沿岸部などについて、現場へのアクセス改善に応じて順次、復旧作業を進めてまいる。

- 続いて中小企業支援について申し上げる。支援パッケージの決定を踏まえ、ワンチームとして対応いただく自治体や商工団体などの関係者にいち早くお伝えすべく、先週金曜日（26日）に「被災中小企業・小規模事業者等支援本部」を開催した。

- また、その翌日（27日）には、私自身が七尾市、輪島市、石川県庁を訪問した。現場では、のれんや伝統を守るため、クラウドファンディングにより資金調達を始められている経営者の方々、復興後の「まちづくり」を視野に、計画を練り始めようとしている旅館関係者の方々、伝統工芸を途絶えさせないという強い意志を持って未来に向けて立ち上がろうとする職人の皆様などの「想い」にも触れてきた。

- 支援策として、被災した建物や設備の復旧に活用いただける「なりわい補助金」に加え、コロナ融資の返済負担軽減策などを実施する。

伝統産業については、事業継続に必要となる道具や原材料の確保、仮設工房の設置に向けた調整も進めていく。

能登半島全体の復興の核となる観光についても、パッチワークではなく、将来の「まちづくり」も視野に入れた総合的な対策を、関係省庁・関係機関と一体となり進めてまいる。

（石川県知事）

- 総理をはじめ、関係閣僚の皆さんには本当にお世話になっておりまして、お礼申し上げます。

- まず元旦の日、総理には電話で、お金の心配するなど、やることは何でもやれと、すぐやれと、ご指示をいただいた。本当にありがとうございました。

- そしてすぐに古賀篤現地本部長とともに自衛隊のヘリを活用して、私も金沢に入ることができた。お礼申し上げます。

- 3点目、支援パッケージ第1弾、速やかに決定をいただいた。ありがとうございます。すぐ活用させていただく。

- 4点目、創造的復興に向けて、今日午後2時に石川県の復旧・復興本部第1回を行った。ここで意見を集約して、できれば年度内に支援パッケージ第2弾をぜひともお願いをするとともに、現場の声を聞いて、また古賀現地対策本部長とも相談をしながら、ま

た、総理の指示もいただきながら、作業を早めたい。よろしくお願ひしたい。

4. 復旧・復興支援本部長発言

<復旧・復興支援本部長（内閣総理大臣）>

- 令和6年能登半島地震の発災から、ひと月が経過した。厳しい冬の寒さの中、被災地では、多くの被災者の方々が不自由な避難生活を強いられている。
- この「復旧・復興支援本部」を司令塔として、被災自治体と緊密に連携し、被災者の方々の帰還と、被災地の再生まで責任を持って取り組んでまいらる。
- 被災された方々が再び住み慣れた土地に戻ってこられるようにするためには、インフラの復旧を加速化する必要がある。このため、既に指示している、主要幹線道路及び河川・砂防事業等5箇所に加え、能登空港、輪島港、飯田港、穴水港、七尾港などの8港湾、狼煙漁港及び鶴飼漁港海岸、宝立正院海岸や和倉港海岸など、新たに21箇所について、大規模災害復興法等に基づき、国が本格的な工事を代行するよう、各所管省庁において、被災自治体との調整を進めていただきたい。また、電力や通信は概ね復旧したところであり、水道やケーブルテレビについても、一日も早く復旧できるよう、被災自治体・事業者の支援を強化していただきたい。
- その上で、被災者の帰還に向けて、住まいの確保が重要な課題である。能登半島の実情も踏まえ、応急仮設住宅としての利用後の活用も見据えて、木造仮設住宅を含め、仮設住宅の建設を加速していただきたい。
- さらに、本日、被災により住宅の被害を被った被災者への経済的支援に係る追加的な方策について、3点申し上げる。

第一に、被災された皆様の負担の軽減を図るため、臨時・異例の対応として、今般の災害による住宅や家財等の資産の損失を令和5年分の所得税に適用することを認める特例等を設ける。明日の閣議で決定し、法案提出に向けた所要の準備を進めてまいらる。

第二に、生活福祉資金貸付について、災害援護費・住宅補修費の特例措置を導入する。ただし、高齢者の割合が著しく高い地域では長期の貸付という従来の手法がなじみにくいことも勘案し、特に、高齢化が著しく進み、半島という地理的制約から地域コミュニティの再生が乗り越えるべき課題となる能登地域6市町を中心に、地域福祉の向上に資する新たな交付金制度を設ける。その際、半壊以上の被災をした高齢者等のいる世帯を対象として、家財等の再建支援に最大100万円、住宅の再建支援に最大200万円、合計最大300万円を目安に、地域の実情に応じた支援が可能となるよう、早急に制度設計を進め、成案を得る。

第三に、同制度の対象とならない若者・子育て世帯についても、過疎地が多い能登半島からの人口流出を防ぐ観点から、被災地に住み続けていただくことが重要であり、遜色のない対応が必要である。このため、足元の物価・金利情勢を踏まえた住宅融資の金利負担助成など、地域の実情を踏まえた、きめ細かな事業を行うことが可能となるよう、その方策について、石川県と調整を進める。

○政府としては、引き続き、「できることはすべてやる」という考え方で、復興庁の知見も活用しながら、政府一丸となって、「被災者の生活と生業（なりわい）の支援パッケージ」に基づき、全国自治体・事業者の協力も得て、復旧・復興を強力に推進してまい

5. 閉会

(以上)